# OPEN YOKOHAMA

## 市第59号議案 横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例の制定

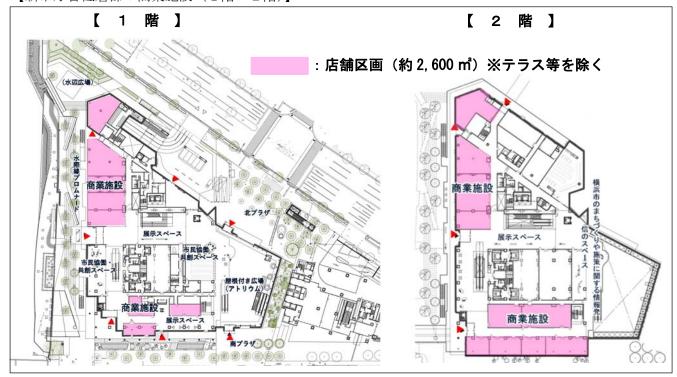
政策・総務・財政委員会配付資料平成29 年 12 月 13 日総務局

#### 1 趣旨

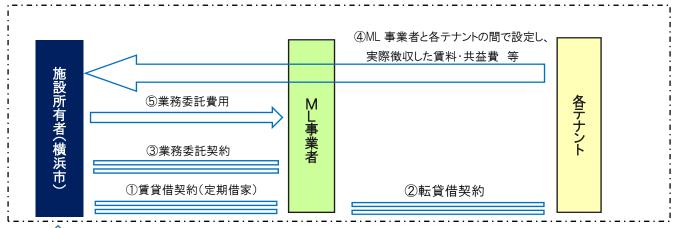
新市庁舎低層部の商業施設(1階・2階)の運営に関する基本方針を明らかにするとともに、契約の仕組みや事業者の選定等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定します。

この商業施設は、専門的な運営のノウハウを有する民間事業者に貸し付けることとし、貸付方式は、横浜市内の地元店や魅力ある店舗の誘致など、市の方針を踏まえた「横浜らしい賑わいの創出」につなげることができ、提案された計画の履行状況や毎年度の事業計画の市による評価・チェックを契約に盛り込むことができるパススルー型マスターリース方式(※)を採用します。

#### 【新市庁舎低層部の商業施設(1階・2階)】



#### ※パススルー型マスターリース(ML)方式



ML事業者の選定に加え、提案された計画の履行状況や 毎年度の事業計画の評価・チェックを行う。

横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会

### 2 条例の概要

条文	項目	概要
第1条	目的	この条例は、市庁舎商業施設の運営に関し必要な事項を定めることを目的とす
		る旨を規定します。
第2条	定義	この条例における用語の意義を定めます。
第3条	基本方針	市庁舎商業施設の運営に当たって、 <u>5つの基本方針を定めます。</u>
		(1)みなとみらい 21 地区、関内地区等の結節点に位置し、水辺にもつながる立
		地の特性を生かし、新たなにぎわいの創出及び都心臨海部全体の活性化に
		資すること。
		(2)横浜の歴史、文化等の特色を大切にし、横浜らしさを表す施設とすること。
		(3) 市庁舎に併設するのにふさわしい施設とすること。
		(4) 市庁舎及び市庁舎商業施設への来訪者、職員等の利便に資する施設とする
		(5) 市の歳入の確保に配慮して運営すること。
第4条	市庁舎商業	パススルー型マスターリース方式の一連の仕組みを規定します。
	施設の貸付	(1) 市はマスターリース事業者に対し、テナントへの転貸を目的として市庁舎
	け等	商業施設を貸し付けるとともに、当該転貸に関連する業務を委託すること
		ができる。
		(2)マスターリース事業者への貸付料は、マスターリース事業者がテナントと
		の契約に基づき受領した貸付料、共益費その他これらに類するものの総額
		とする。
		(3) 市がマスターリース事業者の運営の適正を期するため、その状況等に関し
		報告を求め、必要に応じて、実地について調査し、又は指示するものとす
		る。
		   なお、パススルー型マスターリース方式は、貸付料を不動産鑑定評価であらか
		じめ定めた上で契約を締結する従来の方式とは異なり、マスターリース事業者と
		の契約後に貸付料が決まり、かつ契約期間中に貸付料が変動する方式のため、地
		<u>方自治法第237条第2項に基づく条例による貸付けとすることを規定</u> します。
		(参考)地方自治法第237条第2項
		2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又
		は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段としては思い、スパダスをはばない。世界のはないないないない。
第5条	運営事業者	て使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。 マスターリース事業者の選定に関し、公正な選定が行われるよう、必要な事項
第 5 未	連呂争未日   の選定	マヘク・ケーへ争乗者の選定に関し、公正な選定が行われるよう、必要な事項   を定めます。
第6条	横浜市市庁	マスターリース事業者の選定やマスターリース事業者による市庁舎商業施設の
>14 O >14	舎商業施設	運営の業務に係る評価等を行うため、「横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価
	運営事業者	委員会」を設置します。
	選定評価委	なお、当該委員会は7人以内をもって組織します。
	員会	
第7条	委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定
		めることとします。
附則	施行日	公布の日

#### 3 今後のスケジュール(予定)

平成30年1月 第1回横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会開催 (運営事業者選定のための評価基準等審査)

- 2月 運営事業者募集
- 6月 第2回・第3回横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会開催(事業提案の審査)
- 7月 運営事業者の決定